

鳥取市補助金カルテ

NO.	255	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	林業後継者育成事業補助金				
概要	林業研究グループが実施する林業等に関する学習会や、森林資源、林業経営等の調査研究に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業総務費
歳出事業名	地域学習活動事業費補助金				
R7予算	240千円				
R7予算 積算根拠	対象経費 360千円×2/3			過去実績	件数 決算額 (千円)
				R6 (見込)	1 150
				R5	1 240
				R4	1 185
				R3	1 240
補助率・補助額	3分の2			上限額	設定なし
特定財源	県費				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市林業振興協議会				
交付要件	地域学習・調査研究活動事業				
対象経費	賃金、謝金、旅費、消耗品、燃料費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、備品購入費				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の事業実施内容が判別できる資料や領収書等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				4
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	256	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市女性の森グループ活動支援事業補助金				
概要	鳥取市女性の森グループが実施する森林保護・育成活動や森林についての学習活動等に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業総務費	
歳出事業名	「女性の森グループ」活動支援補助金					
R7予算	100千円					
R7予算 積算根拠	定額100千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	100
				R5	1	100
				R4	1	100
				R3	1	100
補助率・補助額	10分の10			上限額	100千円	
特定財源	なし（一般財源、基金繰入のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市女性の森グループ
交付要件	鳥取市女性の森グループが実施する森林の保護・育成活動、森林についての学習活動等
対象経費	賃金、謝金、旅費、消耗品、燃料費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借量、備品購入費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実施状況報告により、証拠書類を事前に確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6, 2-7 上限額100千円。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	補助上限額を設定しており、同額交付が複数年続いているため。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	257	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市森林整備担い手育成総合対策事業補助金				
概要	林業事業者が雇用する林業労働者の社会保険料の事業者負担に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業総務費			
歳出事業名	林業労働者雇用条件改善事業費							
R 7 予算	14,082千円			過去実績	件数	決算額 (千円)		
R 7 予算 積算根拠	対象経費 28,163千円×1/2			R 6 (見込)	9	5,602		
				R 5	9	5,906		
				R 4	7	4,704		
				R 3	9	5,052		
				補助率・補助額			2分の1	
補助率・補助額			2分の1			上限額	設定なし	
特定財源	県費							

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	林業事業体
交付要件	林業事業体
対象経費	林業労働者（鳥取市に住所を有する者に限る）に係る健康保険、介護保険及び厚生年金の事業主負担に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の事業実施内容が判別できる資料や領収書等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4 林業従事者の増加につながり、かつ林業事業体においても健全な森林整備を行うことができる。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	258	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市林業新規就業者支援対策事業補助金				
概要	林業作業士研修1年目の研修生を雇用する林業事業体に対し、機械用具等の購入や研修等に使用する資材にかかる経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H29	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業総務費	
歳出事業名	林業新規就業者支援対策事業費					
R 7 予算	1,080千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 7 予算 積算根拠	・ 研修準備費 220千円-100千円×2/3×9名 ・ 資材費 100千円-40千円×2/3×9名			R 6 (見込)	2	279
				R 5	2	534
				R 4	1	189
				R 3	2	222
				補助率・補助額		
特定財源			なし(一般財源、基金繰入のみ)			
			上限額	設定なし		

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	林業事業体
交付要件	林業事業体に雇用されて「緑の雇用」事業の適用を受けた林業作業士
対象経費	研修準備費、資材費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の事業実施内容が判別できる資料や領収書等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				4
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	259	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市造林事業補助金				
概要	林業事業体等が実施する間伐、造林、竹林の林種転換等の事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業振興費	
歳出事業名	造林事業費					
R 7 予算	83,319千円					
R 7 予算 積算根拠	・造林（間伐）21,896千円 ・造林（作業道）12,313千円 ・間伐、竹林林種転換、クヌギ造林 42,486千円 ・シカ進入防護柵設置 2,325千円 ・シカ被害対策省力化支援 4,299千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	11	33,780
				R 5	7	45,007
				R 4	9	28,383
				R 3	5	13,700
補助率・補助額	10%、5%、9%、1%、定額			上限額	設定なし	
特定財源	県費, その他(地方債、諸収入等)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	森林組合、森林所有者、森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画において特定間伐等				
交付要件	・間伐率20%以上を対象 ・クヌギ、コナラ、竹林林種転換, センダン、カラマツ、コウヨウザン等造林 ・鳥獣害防止施設等整備事業(シカ等による食害を防止する施設の設置及び点検)				
対象経費	一般造林に係る経費、シカ被害防止のための施設設置及びシカ防護柵の点検に係る経費				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	事業完了後、県補助の検査調書等で確認				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				1
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	260	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市竹林整備事業費補助金				
概要	放置されている竹林について、竹林の拡大防止等を目的に竹林の伐採、伐採竹の搬出等に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H30	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業振興費	
歳出事業名	豊かな森づくり推進事業費					
R 7 予算	49,673千円					
R 7 予算 積算根拠	事業費55,192千円×90%=49,673千円（搬出に限り県補助10/10）			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	14	20,343
				R 5	9	17,915
				R 4	9	17,743
				R 3	8	18,360
補助率・補助額		県費80%、市費10%		上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	林業事業体、森林組合等
交付要件	竹林整備事業第7条に基づく協定を締結した県内に本店又は事業所を有する者
対象経費	竹林の伐採（抜き伐り及び循環利用型皆伐）、片付け、管理道・アクセス道開設及び伐採竹の搬出)に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の活動内容が判別できる資料や領収書等で確認。現地での要件等確認検査。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5～7 間接補助金であり、県8/10、市1/10（搬出に限り県補助10/10）としているため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	261	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市森林整備地域活動支援交付金				
概要	森林所有者等による森林経営計画の作成や施業の集約化等の地域活動に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H14	終期	R8年度末で廃止		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業振興費	
歳出事業名	森林整備地域活動支援交付金交付事業費					
R7予算	4,400千円					
R7予算 積算根拠	共同計画等（単価8,000円/ha）×面積（550ha）＝ 4,400,000円			過去実績	件数	決算額 （千円）
				R6 （見込）	2	3,440
				R5	2	3,600
				R4	2	2,861
				R3	2	3,220
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	国費, 県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	森林所有者等
交付要件	交付対象事業を行う森林法（昭和26年法律第249号）第10条の7に規定する森林所有者等
対象経費	森林経営計画作成促進の地域活動等に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書及び実施確認ができるものなどで確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5～7 間接補助金であり、国1/2、県1/4 市1/4としているため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	262	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	大規模林道整備事業補助金				
概要	林道開設事業等で事業費の一部受益者負担に伴い、受益者が借入れた林道資金の元利償還金及び負担金を助成。				
補助金区分	借入金の利子等償還に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H13	終期	R8年度末で廃止		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業振興費	
歳出事業名	大規模林道整備事業補助金					
R7予算	826千円					
R7予算 積算根拠	R7年度分 826千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	2,106
				R5	1	3,254
				R4	1	4,181
				R3	1	5,313
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	その他(地方債、諸収入等)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	大規模林道用瀬・三朝区間 受益者組合				
交付要件	補助対象事業を実施した受益者				
対象経費	林道資金の償還金(元利、手数料、消費税等)				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5～7 賦課金償還が上限となる。
公益性	-
公平性	4-2 大規模林道用瀬・三朝区間受益者組合同規約第2条より事務所は、組合長所在市町の担当課内におくと定められているため

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	今後も継続する
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	263	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市作業路網整備事業費補助金				
概要	森林所有者等が実施する林業専用道や森林作業道の整備に要する経費を補助。				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H17	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業振興費
歳出事業名	森づくり作業道整備事業費				
R7予算	24,036千円				
R7予算 積算根拠	・林業作業道 113,120千円×17%（普通林）=19,231千円、45,600千円×5%（保安林）=2,280千円 ・林業専用道 2,525千円（補助算出額又は上限額のいずれか低い額）			過去実績	決算額 (千円)
				R6 (見込)	6 14,948
				R5	6 12,023
				R4	6 11,415
				R3	7 16,776
補助率・補助額	17%、5%			上限額	設定なし
特定財源	なし（一般財源、基金繰入のみ）				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	森林組合、森林所有者、鳥取式作業道開設士、森林施業計画の認定を受けた者				
交付要件	・森林整備の採択要件が確保され、開設後2ヵ年以内に計画された森林整備を実施すること ・概ね1ヘクタール以上の間伐等の施業				
対象経費	作業道及び林業専用道の開設に要する経費				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	事業完了後、県補助の検査調書を添付していることを確認したうえで、嵩上げ補助。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	×
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-3 県補助の検査調書により確認している。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	264	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	林産物振興対策事業補助金				
概要	椎茸生産者等が行う生産振興や販売促進の事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H19	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業振興費	
歳出事業名	林産物振興対策事業費					
R 7 予算	200千円					
R 7 予算 積算根拠	・ 椎茸種菌の購入経費 新規生産者 4 分の1以内、既存 生産者 5 分の1以内 ・ 販売促進に要する経費 3 分の1以内			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	1	300
				R 5	1	81
				R 4	1	107
				R 3	1	281
補助率・補助額		4分の1、5分の1、3分の1		上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	しいたけ生産者、JA鳥取いなば、新規生産者、（一財）きのこセンター				
交付要件	・営農集団 ・新規生産者 ・既存生産者				
対象経費	椎茸の種菌の購入に要する経費、椎茸の出荷、販売、広報等の販売促進に要する経費				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	事業完了後、県補助の検査調書を添付していることを確認したうえで、嵩上げ補助。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				1
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	265	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市林業成長産業化地域創出モデル事業費補助金				
概要	千代川流域地域の森林資源の循環利用を進めるため、森林整備法人等が行う高性能林業機械等の整備に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H31	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業振興費	
歳出事業名	林業・木材産業強化総合対策事業費					
R 7 予算	17,100千円					
R 7 予算 積算根拠	ハーベスタ：1台×34,200千円×1/2			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	2	25,950
				R 5	0	0
				R 4	3	24,070
				R 3	3	156,408
補助率・補助額	2 分の 1			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	事業者
交付要件	林野庁の承認を受けた林業成長産業化地域構想への参画者等
対象経費	高性能林業機械の整備に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の整備内容が判別できる資料や領収書等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				1
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 国要綱の定めによる。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	266	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8312
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	水産資源維持増殖事業費補助金				
概要	千代川漁業協同組合、湖山池漁業協同組合が実施する内水面漁業における水産資源増殖事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H17	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	水産業費	目	水産業振興費
歳出事業名	水産資源維持増殖事業費				
R 7 予算	800千円				
R 7 予算 積算根拠	・ 千代川溪流魚等 600千円×2/3 ・ 湖山池 600千円×2/3				
	過去実績	件数	決算額 (千円)		
	R 6 (見込)	2	800		
	R 5	2	800		
	R 4	2	800		
R 3	2	800			
補助率・補助額	3分の2				
上限額	設定なし				
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	湖山池漁業協同組合、千代川漁業協同組合
交付要件	湖山池漁業協同組合が行う湖山池漁業振興対策事業、千代川漁業協同組合が行う千代川漁業振興対策事業
対象経費	購入経費、委託料等
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書等により確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断
公益性	-
公平性	4-1 補助対象経費の上限を超えており同額交付となっているため

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	267	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8312
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取かにフェスタ開催事業費補助金				
概要	鳥取かにフェスタ実行委員会が実施する「鳥取かにフェスタ」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	水産業費	目	水産業振興費	
歳出事業名	鳥取かにフェスタ開催事業費補助金					
R7予算	600千円					
R7予算 積算根拠	補助対象経費2,840千円 × 1/3以内(補助率) = 947千円 以内 ≡ 予算額600,000円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	600
				R5	1	600
				R4	1	600
				R3	1	333
補助率・補助額	3分の1以内			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取かにフェスタ実行委員会
交付要件	鳥取かにフェスタ実行委員会
対象経費	鳥取かにフェスタを開催する事業に要する経費（資材作成費、広告料、消耗品及び資材等の購入費、委託料、借上料等）
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書へ領収書を添付させ、確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断
公益性	-
公平性	4-1 補助金の額は予算の範囲により同額交付となっているため。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	268	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8312
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市省エネ漁業推進事業費補助金				
概要	20t未満の漁船漁業を主たる生業としている者に対し、省エネ等経費削減に資する漁船用機器の導入経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H27	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	水産業費	目	水産業振興費
歳出事業名	省エネ漁業推進事業費（重点支援地方交付金）				
R7予算	191千円				
R7予算 積算根拠	補助対象経費1,144千円 × 補助率（1/6）				過去実績
					件数
					決算額 (千円)
					R6 (見込)
					4
					703
				R5	1
					833
				R4	2
					132
				R3	2
					253
補助率・補助額	6分の1				上限額
					5,000千円
特定財源	国費				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取県漁業協同組合
交付要件	次の条件をすべて満たす市内の漁業者 ①20t未満の漁船漁業を主たる生業としている者 ②補助申請時の年齢が満65歳以下の者等(法人経営体については年齢要件を問わない) ③省エネ化に資することを所属する漁業協同組合長等が証明した者。
対象経費	漁船用機器等の購入費、省エネ型漁船への改造経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	269	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8312
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市沖合底びき網漁業生産体制存続事業費補助金				
概要	沖合底びき網漁業者に対し、漁船リース料の付加料部分を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H23	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	水産業費	目	水産業振興費	
歳出事業名	沖合底びき網漁業生産体制存続事業費					
R 7 予算	5,340千円					
R 7 予算 積算根拠	・ 県補助分 月額237千円×12月＝2,844千円 ・ 市補助分 月額208千円×12月＝2,496千円					
				過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	1	5,339
				R 5	1	5,339
				R 4	1	5,339
				R 3	1	5,339
補助率・補助額				10分の10		
特定財源				県費		
				上限額	設定なし	

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取県漁業協同組合
交付要件	国の実施要領別表の1の2に規定する担い手代船取得リース事業を行う場合の漁業協同組合
対象経費	付加料部分（固定資産税、登録免許税、支払利息、保証料、漁協事務費、漁船保険料）
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書へ国庫補助金手続きの写しや補助対象経費の支払等が確認できる資料を添付させ、

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 県と連携して支援している事業のため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	沖合底びき網漁業の漁船リース契約書のうち、付加料部分を支援しており、交付額は一定の額となる。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	270	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8312
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市栽培漁業推進事業費補助金				
概要	漁業協同組合が行う種苗放流（アワビ、サザエ、キジハタ）やイワガキ増殖礁の岩盤清掃に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H2	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	水産業費	目	水産業振興費	
歳出事業名	栽培漁業推進支援事業費					
R7予算	1,213千円					
R7予算 積算根拠	放流用種苗購入費支援 ・アワビ：対象経費 1,513千円 × 5/12 ・サザエ：対象経費898千円 × 1/2 ・キジハタ：対象経費1,062千円 × 1/8			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	1,202
				R5	1	1,121
				R4	1	1,109
				R3	1	1,739
補助率・補助額	8分の1から2分の1			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取県漁業協同組合
交付要件	漁業協同組合
対象経費	放流用種苗購入費、イワガキ増殖礁の清掃等に係る経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収証等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				1
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	271	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8312
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市漁業研修事業費補助金				
概要	漁業協同組合等が行う、新規漁業就業希望者に対する漁業技術や経営方法等を修得するための研修に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H28	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	水産業費	目	水産業振興費	
歳出事業名	漁業研修事業費					
R 7 予算	8,053千円					
R 7 予算 積算根拠	・雇用型研修（漁船員等雇用研修） 3,969千円 ・独立型研修 4,084千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	4	9,658
				R 5	7	9,972
				R 4	9	16,974
				R 3	7	20,149
補助率・補助額		2分の1から10分の10		上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取県漁業協同組合				
交付要件	・雇用型研修（漁船員等雇用研修） 漁業協同組合、漁業者が任意に設立している漁業組合、漁協又は漁業組合に所属する漁業経営体等 ・独立型研修 漁業協同組合				
対象経費	指導経費、研修手当、船員手帳作成費、赴任旅費、移住定住準備費、住居手当・通勤手当、研修用具費、技術習得費				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書へ補助対象経費の支払が確認できる資料を添付させ、確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				4
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 県と連携して支援しており、経費区分に応じて市分の補助率は1/2、県分の補助率は2/3から10分の10となっている。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助対象経費に人件費が含まれている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	272	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8312
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市漁獲共済掛金軽減事業費補助金				
概要	漁獲共済の掛金に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H14	終期	R8年度までに効果検証のうえ継続の有無を検討		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	水産業費	目	水産業振興費	
歳出事業名	漁獲共済掛金軽減事業費					
R 7 予算	1,264千円					
R 7 予算 積算根拠	・国庫補助の対象 自己負担額×10%=678千円 ・国庫補助の対象外 自己負担額×20%=586千円 ※自己負担額(契約者負担)=共済掛金－国庫補助－国庫追加－財団補助			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	47	1,259
				R 5	47	1,078
				R 4	48	1,111
				R 3	54	1,144
補助率・補助額		10分の1から10分の2		上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	全国合同漁業共済組合鳥取県事務所				
交付要件	全国合同漁業共済鳥取県事務所が行う漁獲共済の掛金を軽減する事業。				
対象経費	共済掛金				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書へ共済内容概要が確認できる資料(変更内容確認リスト等)を添付させ、確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	×
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-3 共済内容の概要資料（変更内容確認リスト等）で確認している。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	273	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8312
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市水産物魅力発信事業費補助金				
概要	賀露白いか祭り実行委員会が実施する「賀露白いか祭り」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H27	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	水産業費	目	水産業振興費	
歳出事業名	水産物魅力発信応援事業費					
R 7 予算	600千円					
R 7 予算 積算根拠	補助対象経費1,330千円 × 補助率 (1/2) = 665千円 ÷ 補助限度額600,000円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	1	600
				R 5	1	600
				R 4	1	600
				R 3	1	333
補助率・補助額		2分の1		上限額	600千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	賀露白いか祭り実行委員会
交付要件	賀露白いか祭り実行委員会
対象経費	打合せ等に要する経費、PR資材作成費、広告料、消耗品及び資材等の購入費、各種イベント開催に係る経費、委託料、借上料
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-1 補助金額は上限額により同額交付となっているため

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	274	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市危険木伐採等事業補助金				
概要	倒木による集落の孤立や停電、通信障害等の発生を未然に防ぐため、事前伐採等が必要とされた危険木を森林所有者等が伐採、除去、処分する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥取県、市町村、施設管理者等の関係機関で構成する倒木被害防災・減災対策連絡会の減災対策方針によるもの				
創設年度	R7	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業振興費	
歳出事業名	危険木等事前伐採推進事業費					
R 7 予算	5,500千円					
R 7 予算 積算根拠	河原町エリア（10/10）1,500千円、佐治町エリア（10/10）3,250千円、用瀬町エリア（10/10）2,000千円			過去実績	件数	決算額 （千円）
				R 6 （見込）	3	5,500
				R 5	1	450
				R 4	0	450
				R 3	0	0
補助率・補助額		10分の10		上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	危険木を所有する者等
交付要件	鳥取市自治連合会に加入している住民組織の代表者、危険木を所有する者
対象経費	危険木等の伐採、撤去又は処分を業 者等に委託する経費。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。孤立集落を未然に防ぐ目的により、適正な森林管理による危険木等の事前伐採を早急に実施する必要があり、費用面が原因で事前伐採等の実施を見送ることがないよう配慮。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	275	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和7年度 当初予算	
補助金名	森林産業イノベーション推進事業補助金				
概要	鳥取県森林組合連合会が実施する、林業におけるICT技術活用の実証事業や、スマート林業技術の開発・普及に資する事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	R4	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業振興費	
歳出事業名	森林産業イノベーション推進事業費					
R7予算	10,000千円					
R7予算 積算根拠	高性能ドローン普及操作研修支援ほか 10,000千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	10,000
				R5	1	1,500
				R4	1	2,747
				R3	0	0
補助率・補助額	10分の10			上限額	10,000千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取県森林組合連合会
交付要件	鳥取県森林組合連合会
対象経費	ICT技術の活用実証や木材販売のデジタル化等のスマート林業技術の開発・普及に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	○	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				4
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4 人件費はシステム開発や検証に係る費用。森林環境譲与税の使途の人材育成に係る事業として実施。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助対象経費に人件費が含まれている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	276	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8312
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	淡水魚放流事業費補助金				
概要	千代川漁業協同組合が実施する内水面漁業における稚鮎放流事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H17	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	水産業費	目	水産業振興費	
歳出事業名	水産資源維持増殖事業費					
R 7 予算	11,530千円					
R 7 予算 積算根拠	淡水魚放流事業（千代川鮎） 19,226,709m3（令和6年度年間取水量見込）×0.6円/m3÷11,530,000円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	1	10,900
				R 5	1	10,830
				R 4	1	10,810
				R 3	1	10,750
補助率・補助額		10分の10		上限額	設定なし	
特定財源	その他(地方債、諸収入等)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	千代川漁業協同組合				
交付要件	千代川漁業協同組合が行う淡水魚放流事業				
対象経費	放流魚購入費、放流費（トラック輸送費等）				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 前年度の千代川水系から水道局への年間取水量を基に積算する金額を補助金の上限額としている。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	277	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市きのこ王国とっとり推進事業				
概要	原木安定供給、栽培環境整備、安全労働確保、新規生産者施設整備、クヌギ原木林緊急造成（果樹園跡地有効利用）のための経費支援				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）				
創設年度	R元	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業振興費
歳出事業名	きのこ王国とっとり推進事業費補助金				
R 7 予算	1,070千円				
R 7 予算 積算根拠	・安全労働確保支援 1,935千円×1/2=968千円 ・栽培環境整備支援 305千円×1/3= 102千円				
補助率・補助額	2分の1、3分の1				
特定財源	県費				

過去実績	件数	決算額 (千円)
R 6 (見込)	0	0
R 5	0	0
R 4	1	17
R 3	1	36
上限額	設定なし	

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	生産者等
交付要件	生産者、農協支部生産部、地区生産部、農業協同組合
対象経費	施設整備、労働安全確保を図るために要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の事業実施内容が判別できる資料や領収書等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				1
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	278	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8312
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市漁業経営開始円滑化事業費補助金				
概要	漁業就業時に必要な漁船等の初期投資に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H18	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	水産業費	目	水産業振興費	
歳出事業名	漁業経営開始円滑化事業費					
R 7 予算	2,290千円					
R 7 予算 積算根拠	・ 漁船、漁労用機器 1,508千円 × 2/3 ・ 漁具 1,927千円 × 2/3			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	0	0
				R 5	4	31,094
				R 4	2	22,000
				R 3	1	17,413
補助率・補助額		3分の2		上限額	23,333千円	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取県漁業協同組合				
交付要件	次の要件をすべて満たす者 ①新規漁業就業者 ②漁業経営開始時点の年齢が18歳以上65歳未満の者 ③1年間に90日以上操業する漁業の専業経営を計画し、その年間の営漁計画が健全で、これの達成が確実であると見込まれる者 ④親等の経営基盤の承継を受けない者又は、親族等の経営規模を拡大し、漁業経営を開始する者				
対象経費	漁船、漁労用機器、漁具				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				2
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 県と連携して支援しており、市補助率は1/6、県補助率は2分の1となっている。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	279	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	健全な山の育成事業費補助金				
概要	市内の森林においてスギ及びヒノキの間伐を実施し、間伐材を出荷または販売に要する経費を補助				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H22	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業振興費	
歳出事業名	健全な山の育成事業費					
R 7 予算	24,638千円					
R 7 予算 積算根拠	間伐材搬出量 49,275m3×500円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	12	23,473
				R 5	11	17,038
				R 4	9	16,643
				R 3	9	17,008
補助率・補助額		m3当たり500円		上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	森林所有者、森林組合、素材生産業を営む者				
交付要件	・樹種：スギ、ヒノキ ・出荷販売先：県内原木市場、木材の保管施設、製材加工施設				
対象経費	鳥取市内の森林において間伐を実施、かつスギ、ヒノキの間伐材を出荷又は販売に要する経費				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の出荷販売伝票により確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	280	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	-	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市きのこ王国とっとり振興施設等整備事業費補助金				
概要	原木しいたけ等の振興施設等の整備支援				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	R7	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業振興費	
歳出事業名	きのこ王国とっとり振興施設等整備事業費補助金					
R 7 予算	69,000千円					
R 7 予算 積算根拠	対象経費 138,000千円 × 1/2(補助率)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	0	0
				R 5	0	0
				R 4	0	0
				R 3	0	0
補助率・補助額		2 分の 1		上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法				
交付要件	特用林産振興施設等整備				
対象経費	特用林産物生産基盤整備、特用林産物生産施設、特用林産物加工流通施設、廃床等活用施設、特用林産物獣害対策施設				
精算方法	0				
実績確認	領収書等の証憑を添付				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	×
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	×
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	×
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				4
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	間接補助事業、交付要綱検討中（県要綱改正待ち）
3 E	間接補助事業
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	-
意見	県補助金交付要綱が制定され次第、速やかに要綱制定を行うこと。

鳥取市補助金カルテ

NO.	281	担当課	林務水産課	外線	0857-30-8311
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市木材利用促進事業費補助金				
概要	本市において地域材を用いた非住宅建築物の木造化及び内外装木質化に取り組む者に経費を補助				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	R7	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業振興費			
歳出事業名	木材利用促進事業費補助金							
R 7 予算	10,000千円			過去実績	件数	決算額 (千円)		
R 7 予算 積算根拠	1,000千円 × 10事業者			R 6 (見込)	0	0		
				R 5	0	0		
				R 4	0	0		
				R 3	0	0		
				補助率・補助額			4万円/立方メートルまたは1/3	
補助率・補助額			4万円/立方メートルまたは1/3			上限額	1,000千円	
特定財源	国費							

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	木造化・内外装木質化等を行う者（建築主、設計者、施工者）				
交付要件	地域材を使用する非住宅の新築、非住宅木造建築の内外装木質化等 （1）木造化 補助単価：4万円/立方メートル 補助上限：100万円/件 （2）内外装木質化等 補助率：1/3 補助上限：66.6万円/件 木育スペースを設置する場合 補助率1/2 補助上限100万円/円				
対象経費	地域材の材料代に係る経費、内外装木質化等に要する経費				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	鳥取県産材産地証明書の写し				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				2
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-